

平成 31 年 4 月 10 日

許可業者の皆様

大阪市環境局事業部  
一般廃棄物指導課長

### 交通事故撲滅に向けた取組みについて(通知)

交通法規の遵守及び交通マナーの向上については、これまでも再々通知しているところである。平成 30 年度の許可業者の有責事故報告件数については、平成 29 年度を下回ったが、依然重大事故も発生しており、引き続き交通事故撲滅に向けた重点目標を設定し、交通事故撲滅に取り組むこととする。

また、先月港区において、パッカー車の単独死亡事故が発生した。交通事故は当事者のみならず、その家族にも多大な影響を及ぼす悲惨なものであり、交通事故の防止は非常に重要なものである。

よって、交通事故撲滅に向けた重点目標について、会社内での安全運転教育を実施し、周知徹底すること。

記

#### 【平成 31 年度交通事故撲滅に向けた重点目標】

- アルコールチェック、免許証の確認など始業前点呼を励行すること。
- ドライブレコーダーを活用した交通安全教育を実施すること。
- 制限速度・交通信号・一旦停止を遵守すること。
- 歩道への乗り上げ、車両の逆止めを行わないこと。
- かもしれない運転（危険予測）に努めること。